

改正

平成25年2月28日条例第2号

岸和田市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条）
- 第4章 議会と行政の関係（第8条—第12条）
- 第5章 自由討議及び政策討論会（第13条・第14条）
- 第6章 委員会の活動（第15条・第16条）
- 第7章 政務活動費（第17条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第20条）
- 第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第21条—第23条）
- 第10章 最高規範性と条例の見直し（第24条・第25条）

附則

岸和田市議会（以下「議会」という。）は、市長とともに市民の信託を受け、対等な関係で相互に健全な緊張関係を保持しながら、市民福祉の向上を図る責務を負うという地方議会の理念のもと、これまで議会の持つ監視及び評価機能の充実と政策形成能力の向上に努めてきた。

また、岸和田市は、市民・事業者の権利や責務、行政・議会の責務、協働と参画、市政運営の基本原則等を定め、市民自治都市の実現を目指して、岸和田市の最高規範として「岸和田市自治基本条例」を制定した。

議会は、「岸和田市自治基本条例」が求める議会の役割を明確にするとともに、市民との情報共有と開かれた議会運営を図り、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、ここに「岸和田市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制のもと、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託にこたえ、もって市民生活の向上、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、市民の代表で構成され、市の意思を決定する機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定改廃、予算の決定及び決算の認定等の議決並びに行政活動を監視する権限を有する。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民にとって、わかりやすい議会運営に努めること。
- (3) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明責任を果たすこと。

（議会改革の推進）

第5条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置する。
(会派)

第6条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成することに努める。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則として公開とする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民等の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長及び議案説明員の関係)

第8条 議員と市長及び議案説明員（以下「市長等」という。）との関係は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(文書による質問)

第9条 議会は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等執行機関に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等執行機関に文書により回答を求めるものとする。

(議会審議における論点の明確化)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項について説明を求めるものとする。

(1) 政策提案の主旨

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(政策立案)

第12条 議員は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案に努めるものとする。

2 前項の立案を行う時は、第10条の各号に掲げる事項について議員自ら明らかにするよう努めるものとする。

第5章 自由討議及び政策討論会

(議員間の自由討議)

第13条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

2 議会は、市民等から提出された本市にかかわる請願、陳情、要望に関して、議員相互間の議論を尽くすものとする。

(政策討論会)

第14条 議会は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会を行うものとする。

2 政策討論会は、議長が必要に応じて招集し、全議員をもって構成する。

3 政策討論会の設置、運営については、各会派の代表者による会議で決定する。

第6章 委員会の活動

(委員会)

第15条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

2 委員は、市民の要請にこたえるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って質疑を行うものとする。

3 委員会は、視察終了後、速やかに公開で視察報告会を開催するものとする。

(議会運営委員会)

第16条 議会運営についての協議は、主として議会運営委員会において行うものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び書類の公開)

第17条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第27号）を遵守しなければならない。

2 政務活動費に関する書類の保管期限は、提出期限の日から起算して5年を経過する日までとし、議員はいつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 議員は、市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く事業者から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助させるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、岸和田市議会議員政治倫理条例（平成21年条例第29号）を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第22条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、議員から提出することができる。

(議員報酬)

第23条 議員の議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

2 議員報酬等条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員から提出することができる。

第10章 最高規範性と条例の見直し

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

- 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知させなければならない。
(条例の見直し)
- 第25条** 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。
- 2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。